

令和5年度  
第2回八幡平市農業委員会総会  
議 事 録

令和5年5月23日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和5年度第2回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和5年5月15日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和5年5月23日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和5年5月23日 15時05分			議長	立柳 優
	閉会	令和5年5月23日 15時52分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員  出席 13名 欠席 6名  凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	日戸重雄	○	11	中村一彦	▲
	2	田村昭雄	▲	12	竹田和夫	○
	3	阿部正光	○	13	工藤嘉充	○
	4	菊田健生	▲	14	古川美枝子	○
	5	熊澤威人	○	15	向久保勉	○
	6	小山田和義	○	16	山本範夫	○
	7	國司功	▲	17	大森直子	○
	8	松村勝彦	▲	18	三浦美恵子	○
	9	吉田晃	▲	19	立柳優	○
10	高橋栄光	○				

議事録署名委員	議席番号 10番	高橋栄光	議席番号 12番	竹田和夫
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	田村春彦		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地調整係長	佐々木和查		
	農地調整係主事	恩賀ひとみ		
	農地調整係主事	高橋彩斗		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

## 1 開会（15時05分）

### 事務局（田村事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号2番 田村昭雄 委員、4番 菊田健生 委員、7番 國司功 委員、8番 松村勝彦 委員、9番 吉田晃 委員、11番 中村一彦 委員、それぞれ所用のため欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中13名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしく願います。

### 議長（立柳会長）

ただ今から、令和5年度八幡平市農業委員会第2回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中13名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

## 2 議事録署名人の選任

### 議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

### 議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、10番 高橋栄光 委員、12番 竹田和夫 委員を指名します。

## 3 報告

### 議長（立柳会長）

次に、事務局から第2回運営委員会報告を行います。

### 事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の3ページをお開き下さい。第2回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり1項目の報告及び連絡、4項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和5年5月以降の主な会議 行事等日程について

以上、1項目の内容について、事務局から説明を行いました。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間等について

協議を行った結果、6 月 9 日午前 9 時 00 分に決定となりました。

2 項目め。令和 5 年度第 2 回総会について

本日の総会の運営について協議を行い事務局案のとおり決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。

なお、議長である立柳会長が 5/25 から翌日にかけて出張することとなり、総会に出席できない状況となったため、開催日の変更について協議を行いました。

また、同日に開催を予定している農業委員会懇親会の開催と重なるため、協議事項 4 項目め、農業委員会懇親会の開催について、と併せて協議を行ったところ、懇親会の開始時間を考慮し、このページの中ほどに記載したとおり決定されました。

この決定に基づき本日の総会は、本日の午後 3 時から開催するものです。

3 項目め。これからの八幡平市農業委員会と農地コーディネーターとの連携体制について

内容について協議を行ったところ、8 ページの下側に記載した通りとなりましたが、改めて本日の農業委員会議の協議事項の 3 項目め、これからの八幡平市農業委員会と農地コーディネーターとの連携体制について、で事務局より報告を行う事としております。

次のページの左上、4 項目め。農業委員会懇親会の開催について

先月の運営委員会に引続き協議を行いました。

また、先ほどの協議事項 2 項目め、令和 5 年度第 2 回総会について、で説明をしましたが、本日の総会の開催と併せて協議を行いました。

内容について協議を行ったところ、12 ページの中ほどに記載した通りとなりました。

この決定に基づき本日の懇親会は、本日の午後 6 時から開催するものです。

なお、関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、5 情報提供等となります。

立柳会長より、1 件の情報提供が行われました。

そのほかの内容については、後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 5 年度第 2 回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 5 年 5 月 23 日 運営委員会 会長 立柳優。

以上となります。

## 議長（立柳会長）

ただ今の「第 2 回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

## 議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

## 事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の13ページをご覧ください。

令和5年4月25日から令和5年5月22日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番から、かた括弧5番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧6番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は5月17日の水曜日でございます、17件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の3番委員 阿部正光 委員、農業委員の15番委員 向久保勉 委員、推進委員の安代地区の2番委員 立花忠彦 委員の3名でございます。また、事務局からは高橋主事と私の2名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、本日の総会の議案をすすめるうえで、補足があり、この場を借りて説明させていただきます。令和4年度内に農業経営基盤強化促進法などの農地法関連法案の改正により、令和5年4月から総会における議案の内容も変更することになりました。

先月の業務報告の中で、令和5年4月以降において農業経営基盤強化促進法による貸借・売買も中間管理機構（岩手県農業公社）を経由した貸借・売買も、総会議案は農用地利用集積計画の決定にて取り扱うと説明しました。

通常の新規申請・更新申請はその通りですが、すでに契約されている農業公社を経由した農地貸借の中で、耕作者を変更したい場合、いわゆる再配分という申請ですが、旧農用地利用配分計画というものになり、こちらは農用地利用集積等促進計画にて手続きを踏まなければならないことになっております。今回1件の申請がありました。こちらは法律上から、農用地利用集積等促進計画案を岩手県農業公社へ要請するという手法となり、議案第6号にて審議いたします。事前のお知らせとなりますがよろしくお願いたします。

それでは、業務報告は以上となります。

## 議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

## 議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

## 4 議事

### 議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

## ○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

### 議長（立柳会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

### 事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 7 件です。

申請番号 1：田頭第 11 地割 138-1、畑、324 m<sup>2</sup>を含む 11 筆 9,922 m<sup>2</sup>です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで譲受人が水稲と野菜を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号 2：帷子第 15 地割 147、田、265 m<sup>2</sup>です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稲を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号 3：平館第 1 地割 405、田、735 m<sup>2</sup>を含む 2 筆 2,078 m<sup>2</sup>です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稲を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号 4：平館第 25 地割 208-1、畑、1,281 m<sup>2</sup>を含む 3 筆 3,717 m<sup>2</sup>です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が自己保全管理しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号 5：平館第 25 地割 208-2、畑、665 m<sup>2</sup>です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が自己保全管理しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号 6：平館第 25 地割 208-3、畑、671 m<sup>2</sup>です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が自己保全管理しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号 7：古屋敷 103、畑、1,015 m<sup>2</sup>を含む 2 筆 2,940 m<sup>2</sup>です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稲とそばを作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

次の 4 ページに申請筆別明細を掲載、併せて、関係資料の 1 ページから 2 ページに審査項目一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 3 番 阿部正光 委員にお願いいたします。

### 3 番（阿部正光委員）

3 番 阿部正光です。

申請番号 1 番ですが、位置は、寄木小学校から北東へ約 1.5km 以内に点在しています。現況は、保全されておりました。

申請番号 2 番ですが、位置は、西根第一中学校から北東へ約 1.7km の地点です。現況は、田は水

を張った状態でした。

申請番号3番ですが、位置は、八幡平市役所から北へ約1.9kmの地点です。現況は、田を起こした状態でした。

申請番号4番ですが、位置は、平舘高等学校から南へ約400mの地点です。現況は、保全されておりまして。

申請番号5番ですが、位置は、平舘高等学校から南へ約400mの地点です。現況は、保全されておりまして。

申請番号6番ですが、位置は、平舘高等学校から南へ約400mの地点です。現況は、保全されておりまして。

申請番号7番ですが、位置は、安代I.Cから北東へ約3.5m以内の地点です。現況は、保全されておりまして。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

#### 議長（立柳会長）

以上で、報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

#### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

#### 議長（立柳会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

#### ○議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

#### 議長（立柳会長）

次に、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

## 事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをお開きください。今月の申請は4件になります。

申請番号1：平館第8地割127-1、畑、571㎡。転用の目的は、資材置場兼駐車場及び雪捨て場です。内容は、夏季期間は資材置場及び駐車場、冬季期間は雪捨て場が計画されております。

申請番号2：松尾第12地割63-1、畑、408㎡。転用の目的は、一般住宅の建築です。内容は、居宅、進入路・駐車場が計画されております。

申請番号3：松尾寄木第35地割146-1、田、872㎡。転用の目的は、農家住宅の建築です。内容は、居宅、通路・駐車場、家庭菜園・車庫が計画されております。

申請番号4、姥子石330-2、田、600㎡。転用の目的は、農家住宅の建築です。内容は、居宅、通路・駐車場、庭等が計画されております。

関係資料の3ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号1～4について、すべて10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。

なお、申請番号2～4についてですが令和4年10月25日に開催の令和4年度第7回総会において八幡平市農業振興地域整備計画の農用地利用計画の一部変更に係る事前協議を行い、農用地区域からは除外することについて八幡平市長へ意見無しと回答し、令和5年4月24日付で、一部変更となっていることを申し添えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号3番 阿部正光 委員にお願いいたします。

### 3番（阿部正光委員）

3番の阿部正光です。

申請番号1番ですが、位置は平館小学校から東へ約500mの地点です。現況は畑で保全されておりました。申請地は申請者の自己所有地であり、道路に面し、利便性が良く、必要なスペースを確保できることから選定したとのことでした。

申請番号2番ですが、位置はJR松尾八幡平駅から東へ約700mの地点です。現況は、畑で保全されておりました。申請地は、道路沿いに面しており、平坦で造成も容易であることから選定したとのことでした。

申請番号3番ですが、位置は松尾中学校から南へ約600mの地点です。昨年までは、水稻を作付けしておりましたが、現況は、田で保全されておりました。申請地は、道路沿いに面しており、既存の物置や車庫があり一体的な使用が可能であることから選定したとのことでした。

申請番号4番ですが、位置は田山支所から南東へ約1.2kmの地点です。昨年までは、りんどうを作付けしておりましたが、現況は、田で保全されておりました。申請地は、道路沿いに面しており、農作業小屋と近く農作業もしやすく利便性も高いことから選定したとのことでした。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良

施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。  
以上です。

**議長（立柳会長）**

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。  
質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（立柳会長）**

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、  
『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

**議長（立柳会長）**

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

**議長（立柳会長）**

よって、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』  
は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

**○議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』**

**議長（立柳会長）**

次に、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を  
議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

**事務局（高橋主事）**

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8ページをお開きください。今月の申請は1件になります。

申請番号1：野駄第4地割275-1、畑、2,295㎡。転用の目的は、売買によるキャンパススペースの  
拡張です。内容は、キャンパススペース、通路、駐車場が計画されております。

関係資料の4ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外  
規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。

なお、今回申請についてですが先ほどの議案第2号と同様となりますが、令和4年10月25日に  
開催の令和4年度第7回総会において八幡平市農業振興地域整備計画の農用地利用計画の一部変更  
に係る事前協議を行い、農用地区域からは除外することについて八幡平市長へ意見無しと回答し令和5年

4月24日付で、一部変更となっていることを申し添えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号3番 阿部正光 委員にお願いいたします。

#### 3番（阿部正光委員）

3番の阿部正光です。

申請番号1番ですが、位置は松尾八幡平I.Cから南西へ約1kmの地点です。現況は、畑で保全されておりました。申請地は、道路に面しており利便性も高く、当該農地を選定したとのことでした。

今回申請の農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

#### 議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

#### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

#### 議長（立柳会長）

よって、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

#### ○議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

#### 議長（立柳会長）

次に、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。

事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

### 事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 10 ページをお開きください。今月の申請は 5 件になります。関係資料 4～5 ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号 1：大更第 36 地割 216-1、田、1,538 m<sup>2</sup>です。現況は、作業場として利用されており、宅地化しておりました。

申請番号 2：野駄第 27 地割 48-1、畑、305 m<sup>2</sup>です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました

申請番号 3：野駄第 28 地割 111-1、畑、5,074 m<sup>2</sup>です。現況は、草木が生い茂り、山林化しておりました。

申請番号 4：松尾寄木第 36 地割 111-1、畑、1,674 m<sup>2</sup>を含む 2 筆 3,658 m<sup>2</sup>です。現況は、草木が生い茂り、山林化しておりました。

申請番号 5：赤坂田 248-3、田、524 m<sup>2</sup>です。現況は、住宅の敷地として利用されており、宅地化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

### 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 3 番 阿部正光 委員にお願いいたします。

### 3 番（阿部委員）

3 番の阿部正光です。

申請番号 1 番ですが、位置は西根総合支所から東へ約 1.4 k m の地点です。現況は、物置などと一体化に利用しておりました。申請地は昭和 53 年ころに自宅を建築した際に、境界や地目確認を行わず放置していたとのことでした。

申請番号 2 番ですが、位置は八幡平市役所から南へ約 1 k m の地点です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。申請地は前の所有者が昭和 60 年頃から耕作しなくなったことで、山林化したとのことでした。

申請番号 3 番ですが、位置は松尾中学校から南東へ約 400m の地点です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。申請地は前の所有者が平成 5 年頃から耕作しなくなったことで、山林化したとのことでした。

申請番号 4 番ですが、位置は松尾中学校から南へ約 500m の地点です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。申請地は立地条件が悪く昭和 30 年頃から耕作しなくなったことで、山林化したとのことでした。

申請番号 5 番ですが、位置は JR 赤坂田駅から南西へ約 500m の地点です。現況は、賃借人の住宅の敷地として利用しておりました。申請地は昭和 54 年ころに自宅を建築した際に、農地法の手続きを怠って建築し、放置していたとのことでした。

いずれの農地も、非農地化され 20 年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第 2 条に該

当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

#### 議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

#### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

#### 議長（立柳会長）

よって、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

#### ○議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』

#### 議長（立柳会長）

次に、議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

#### 事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の14ページをご覧ください。今月の申請は48件で、全件新規の申請です。賃貸借権設定は38件、そのうち中間管理機構を通した申請が25件、使用貸借権設定は9件で、そのうち中間管理機構を通した申請が7件です。所有権移転は1件です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号1番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号2番～4番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号5番～6番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号7番～13番は、安代地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号14番～15番は、西根南地区に係る申請です。

次に、所有権移転です。

申請番号 16 番は、西根北地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への転貸での貸借権設定です。

申請番号 17 番は、西根南地区および西根北地区に係る申請です。

申請番号 18 番～27 番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号 28 番～34 番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号 35 番～40 番は、松尾地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への転貸での使用貸借権設定です。

申請番号 41 番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号 42 番～47 番は、西根北地区に係る申請です。

最後に、農地中間管理機構への一時貸付での貸借権設定です。

申請番号 48 番は、西根南地区および西根北地区に係る申請です。本申請は、令和 5 年 4 月総会で許可を受け、農地中間管理機構に所有権移転し、今回申請で、譲受人に一時貸付されます。

申請筆別明細については、次の 23 ページ以降に掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

#### 議長（立柳会長）

ここで、議長を交代します。三浦美恵子 会長職務代理者 議長席に登壇願います。

（立柳会長は 19 番席に着席）

（三浦会長職務代理者は議長席に着席）

#### 議長（三浦会長職務代理者）

これより、八幡平農業委員会会議規則 第 8 条第 2 項の規定により会長の職務を代理し、議長を務めます。

引き続きまして、申請番号 6 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 19 番 立柳優 委員の退席を求めます。

（19 番 立柳 委員 退席確認）

#### 議長（三浦会長職務代理者）

これより、申請番号 6 番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

**議長（三浦会長職務代理者）**

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号6番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

**議長（三浦会長職務代理者）**

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

**議長（三浦会長職務代理者）**

よって、申請番号6番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号19番 立柳優 委員の着席を求めます。併せて、議長を交代します。立柳会長は議長席に登壇願います。

(三浦会長職務代理者は18番席に着席)

(立柳会長は議長席に着席)

引き続きまして、申請番号17番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号13番 工藤嘉充 委員の退席を求めます。

(13番 工藤 委員 退席確認)

**議長（立柳会長）**

これより、申請番号17番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

**議長（立柳会長）**

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号17番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

**議長（立柳会長）**

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

**議長 (立柳会長)**

よって、申請番号17番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号13番 工藤嘉充 委員の着席を求めます。

(13番 工藤 委員 着席確認)

**議長 (立柳会長)**

これより、申請番号6番、17番を除く議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長 (立柳会長)**

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号6番、17番を除く議案第5号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

**議長 (立柳会長)**

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

**議長 (立柳会長)**

よって、申請番号6番、17番を除く議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

**○議案第6号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』**

**議長 (立柳会長)**

次に、議案第6号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

**事務局 (恩賀主事)**

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の32ページをご覧ください。今月の案件は1件です。

申請地は、令和4年6月総会で許可を受け、農地中間管理機構から、権利設定人に農用地利用集積計画により貸し付けられた農地です。

今回申請は、権利設定人の変更に伴う促進計画案の作成です。計画内容については、現行のと通りの再配分となります。要するに、耕作者が武田初太郎さんから本堂尚基さんになることによる計画案の作成です。

本申請は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

#### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

#### 議長（立柳会長）

よって、議案第6号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

### 6 閉会（15時52分）

#### 議長（立柳会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第2回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

#### 事務局（田村事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年6月23日

会 長 \_\_\_\_\_

10番委員 \_\_\_\_\_

12番委員 \_\_\_\_\_

# 令和5年度

## 第2回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和5年5月23日（火）午後3時00分～  
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

### 次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
  - (1) 第2回運営委員会報告
  - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
  - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
  - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
  - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
  - 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
  - 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第6号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
- 5 閉 会